

岬町地域包括支援センター運営方針（案）

1. 趣旨

この「岬町地域包括支援センター運営方針」は、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、センター業務の円滑かつ効果的な実施に資するため策定するものとする。

2. センター設置の目的

センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核機関として設置する（介護保険法第115条の4第1項）。

3. 町の役割と責務

センターの設置責任主体は町であることから、町は、センターの設置目的を達成するための体制整備等に努め、その運営について適切に関与する。

具体的には、関係機関の連携体制の構築等重点的な取組み方針について、町とセンターが共通認識のもと、協働して適正な運営に努める。

センターの運営にあたっては、その方針や業務の評価等について、岬町地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会に意見を求めることとする。

4. 運営上における基本視点

(1) 公益性

- ① 町の介護・福祉行政に一翼を担う「公益的な機関」として、介護保険法及び各種法制度を遵守し、公正で中立性の高い事業運営を行う。
- ② センターの運営費用は、住民が負担する保険料、国・府・町の公費等で賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行う。

(2) 地域性

- ① 地域の保健医療・介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関として、日常生活圏内における地域の特性及び実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。
- ② 地域ケア会議等の場を通じて、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、地域の関係者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。

(3) 協働性

- ① センターに配置する保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が相互に情報を共有することにより、連携・協働の運営体制を構築し、業務全体をチームとして支える。

- ② 地域の医療保険・介護・福祉の関係機関、民生委員等と連携を図りながら事業運営を行う。

5. センターで行う事業の実施方針

(1) 地域包括ケアシステムの構築の方針

「地域共生社会の実現」に向け、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、町民が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・福祉等に関わる幅広い関係機関・関係者が連携・調整し、地域包括ケアシステムを構築することが求められている。

この考え方にに基づき、「岬町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に位置付けられる「地域包括ケアの推進」を基本方針のもと、「地域包括ケアシステム」の構築を進めるものとする。

(2) 地域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟なセンターの運営を行うものとする。

また、より多くの高齢者が住民主体の活動に参加できるよう、第1層生活支援コーディネーターとも協働し、通いの場の増設や地域ごとに必要な社会資源等の把握に努める。

(3) 介護事業者・医療機関・民生委員等の関係者とのネットワーク構築の方針

センターの専門職種が「縦割り」に業務を行うのではなく、職員相互が情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の事務体制を構築し、業務全体を「チーム」として支えるものとし、地域の保健・福祉・医療の専門職や民生委員、ボランティア等の関係者と連携を図りながら活動することとする。

(4) 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地から個別指導や相談への対応を行うとともに、資質の向上を図る観点から、関係機関とも連携のうえ、研修会等を行うものとする。

また、介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行うとともに、介護支援専門員等が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員のネットワークを活用することとする。

(5) 町関係部局との連携

住民の総合相談に応じつつ、適切に住民の保健福祉の推進が図られるよう、町関係部局とも連携し相談支援を行うものとする。

(6) その他の方針

その他地域の実情に応じて岬町介護保険運営協議会及び岬町地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会が必要であると判断されたものについては、方針として掲げるものとする。

6. 業務推進に当たっての留意事項

(1) 共通事項

① 事業計画の策定

センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、特色ある創意工夫した事業運営に努める。

② 職員の姿勢

センターの業務は、地域で暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るために業務を遂行することとする。

③ 地域との連携

地域ケア会議等の場を活用し、地域との連携推進に積極的に取り組むものとする。

④ 個人情報の保護

センターは、個人情報の保護に関する法律及び町の個人情報保護に関する規定に従い、業務上知り得た高齢者や家族の個人情報が、不特定の者に漏れたり、目的外で使用されたりすることがないように、情報管理を徹底する。

また、取り扱う個人情報を守るために、システム運用等の情報管理の徹底を図る。

⑤ 広報活動

センターの業務を適切に実施していくため、また、業務への理解と協力を得るためにパンフレット等を作成し、様々な場所や機関への配布等を行う等、地域住民及び関係者へ積極的に広報する。

⑥ 相談対応

利用者が安心して相談できるよう、親切かつ丁寧な対応を心がける。

⑦ 苦情対応

苦情を受けた場合は、その内容及び対応等を記録し、センター内及び必要に応じて町に相談・報告する等迅速かつ適切に対応する。

⑧ 夜間・休日における対応

緊急時の対応等の場合を想定し、夜間や休日等運営時間外においても、職員に対して速やかに連絡が取れる体制を整備する。

また、高齢者虐待の事案に際しては速やかに町へ連絡し、対応に向けた協議を行う。

⑨ 住民への情報提供

センターの活動内容や利用方法やアクセス等を積極的に周知する。

⑩ 業務の継続

感染症や災害発生時においても、業務を継続的に実施できる体制を構築・整備する。

⑪ リスク対応

センターの運営にあたり、苦情及び事故発生時、個人情報管理等に関する対処のマニュアル等を作成し、職員間で共有する。

⑫ 公正・中立性の確保

相談者に対して介護サービス事業所・施設、居宅介護支援事業所等の紹介を行う際、公正かつ中立性を確保した上で行う。

(2) 第1号介護予防支援業務・指定介護予防支援業務

- ① 事業対象者及び要支援者に対し、適切なアセスメントを行い、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、その達成のために必要な総合事業の各種サービス、介護予防サービス、多様な主体により提供される生活支援サービス、一般介護予防事業、住民主体の通いの場等を主体的に利用し取り組んでいけるよう、自立支援に向けたケアマネジメントを行う。
- ② 居宅介護支援事業者に業務の一部を委託する場合は、公正かつ中立性を確保した上で、委託を適正に行う。
- ③ 町が介護予防事業においてICTシステムを導入し、システムを活用した適切なアセスメント等による介護予防事業の効率化や効果を高める取組を行った場合には、ICTを活用し介護予防ケアマネジメントの質を高める取組を行う。

(3) 総合相談支援業務

- ① 地域包括ケアシステムにおける支援の入り口として、高齢者や介護する家族等からの生活や介護に関する悩みや心配事等の相談を受けるとともに、適切な機関や介護保険や総合事業等の制度につなぎ、必要に応じて継続的に支援を行う。
- ② 高齢者ができる限り、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、関係機関や地域住民等との連携を図り、福祉、保健医療、介護、生活支援、介護予防等の各種サービスや取組みについて多職種が連携する形で提供できるように支援のネットワークを構築する。
- ③ 必要に応じて個別訪問を実施する等の方法で情報収集を行い、支援の必要な高齢者やその世帯の状況の把握に努める。また、高齢者の自立支援のために個別のニーズの把握に取り組むとともに、地域におけるサービス等の提供のネットワークを支える中核的な機関として、地域の実情を把握し、抱えている課題の解決に関係機関とともに積極的に取り組む。
- ④ 地域における高齢者の在宅生活を支えるため、ヤングケアラーを含めた家族介護者に対する支援やその世帯が抱える地域生活課題全体の把握に努め、相談や支援を通じて解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合には、必要に応じて適切な支援関係機関につなぐ。

(4) 権利擁護業務

- ① 地域のネットワーク等を積極的に活用することで、高齢者に対する虐待の未然防止及

び早期発見に努め、相談通報窓口等について周知する等、虐待防止にかかる啓発活動を進める。また、高齢者虐待への対応にあたり、町と連携し、その現状から深刻な事態に陥らないよう問題解決を図るため、町と情報の共有及び役割の分担をした上で、当該被害高齢者の安全性の確認やその他の事実確認を最優先に行う。その後、収集した事実関係を元に、町と緊急度の判断について協議し、必要に応じて養護者も含めて継続的な支援を実施する。

- ② 高齢者を虐待等から保護する必要がある場合や地域での生活に困難を抱えており、老人福祉施設や介護保険施設等への措置が必要と考えられる場合、町と協力して速やかに当該高齢者の安全な生活の確保のために必要な支援を行う。
- ③ 高齢者が安心して尊厳ある生活を送ることができるように、当該高齢者に認知症等により判断能力の低下が見受けられる等成年後見制度の利用が必要と考えられる場合は、関係機関と連携し、必要な支援を行う。また、成年後見制度の周知や利用の促進にも併せて取り組む。
- ④ 関係機関との連携により、高齢者の消費者被害に関する相談支援を行うとともに、高齢者の消費者被害等の未然防止のため、高齢者や地域の関係者への情報提供や周知活動を行う。
- ⑤ 支援拒否や地域で生活するにあたり複合化・複雑化した課題を抱えている高齢者等の困難事例を把握した場合は、関係機関と連携して適切な対応を検討するとともに、必要に応じて、困難事例の個別ケア会議等を活用し支援に取り組む。

(5) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

- ① 支援や介護を要する高齢者に対して、包括的・継続的に支援される環境を整備するため、介護支援専門員が医療機関等の関係機関と連携し、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービス等の社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制のネットワークを構築に向けて取り組む。
- ② 介護支援専門員からの相談を受けるとともに、地域の関係機関と連携した事例検討会・研修会の開催等を通じて、地域の介護支援専門員に対して、介護予防の視点も含めた専門的な見地から個別指導・助言を行う。
- ③ 地域の介護支援専門員に対して、同行訪問やサービス担当者会議への出席等を通じて、支援困難事例への個別指導・助言を行う。
- ④ 介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所に対し、必要があるときは、介護予防支援の適切・有効な実施に係る助言等を行う。

(6) 地域ケア会議関連業務

- ① 高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮し続けられるよう支援する地域包括ケアシステムを実現するために設置している岬町地域ケア推進会議に参画するとともに運営に協力する。
- ② 岬町地域ケア推進会議のうち、個別ケア会議について主催し、そこで蓄積された最適な手法や地域課題を関係者と共有し、必要に応じて、地域ケア会議において報告等を行う。

(7) その他の業務

- ① 町が実施する一般介護予防事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、任意事業の運営に協力し、事業の企画や実施に積極的に参画する。
- ② 地域の高齢者及びその家族等で支援を必要とする者が地域で安心して暮すために必要な支援の円滑かつ効果的な実施に資すると認められる会議及び研修会等への参加等を積極的に行う。

岬町地域包括支援センター運営方針(改正前)

1. 運営方針策定の趣旨

この「岬町地域包括支援センター運営方針」は、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、センター業務の円滑かつ効果的な実施に資するため策定するものとする。

2. センターの意義・目的

センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核機関として設置する。（介護保険法第115条の4第1項）

センターの設置責任主体は町であることから、町は、センターの設置目的を達成するための体制整備等に努め、その運営について適切に関与する。

具体的には、関係機関の連携体制の構築など重点的な取組み方針について、町とセンターが共通認識のもと、協働して適正な運営に努める。

センターの運営にあたっては、その方針や業務の評価等について、岬町地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会に意見を求めることとする。

3. 運営上の基本理念

(1) 公益性

- ① センターは、町の介護・福祉行政に一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。
- ② センターの運営費用は、住民が負担する保険料、国・府・町の公費等で賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行う。

(2) 地域性

- ① センターは、地域の保健医療・介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関として、日常生活圏内における地域の特性及び実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。
- ② 地域ケア推進会議等の場を通じて、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、地域の関係者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。

(3) 協働性

- ① センターに配置する保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が相互に情報を共有することにより、連携・協働の運営体制を構築し、業務全体をチームとして支え

る。

- ② 地域の医療保険・介護・福祉の関係機関、民生委員等と連携を図りながら事業運営を行う。

4. センターで行う事業の実施方針

(1) 地域包括ケアシステムの構築方針

高齢者の保健・医療・福祉を取り巻く環境の変化に適切に対応し、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも、元気に安心して暮せるために支援を行うことはもとより、医療や介護が必要な状態になっても、個人の自立とＱＯＬ（生活の質）の追求が可能となるよう、介護・予防・医療・生活支援・住まいの５つのサービスを、切れ目なく一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の考え方が重要視されている。

この考え方にに基づき、「岬町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に位置付けられる「地域包括ケアの推進」を基本方針のもと、「地域包括ケアシステム」の構築を進めるものとする。

(2) 地域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟なセンターの運営を行うものとする。

(3) 介護事業者・医療機関・民生委員等の関係者とのネットワーク構築の方針

センターの専門職種が「縦割り」に業務を行うのではなく、職員相互が情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の事務体制を構築し、業務全体を「チーム」として支えるものとする。

地域の保健・福祉・医療の専門職や民生委員、ボランティア等の関係者と連携を図りながら活動することとする。

(4) 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地から個別指導や相談への対応を行うとともに、資質の向上を図る観点から、関係機関とも連携のうえ、研修会等を行うものとする。

また、介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行うとともに、介護支援専門員等が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員のネットワークを活用することとする。

(5) 町関係部局との連携

住民の総合相談に応じつつ、適切に住民の保健福祉の推進が図られるよう、町関係部局とも連携し相談支援を行うものとする。

(6) 公正・中立性の確保のための方針

センターは、岬町の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、介護保険法及び各種法制度を遵守し、公正で中立性の高い事業運営を行うものとする。

また、センターの運営費用は、住民が負担する介護保険料や国・府・町の公費により賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行うものとする。

(7) その他の方針

その他地域の実情に応じて岬町介護保険運営協議会及び岬町地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会（以下「運営協議会」という。）が必要であると判断されたものについては、方針として掲げるものとする。

5. 業務推進の指針

(1) 共通事項

① 事業計画の策定

センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、特色ある創意工夫した事業運営に努める。

② 職員の姿勢

センターの業務は、地域で暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るために業務を遂行することとする。

③ 地域との連携

地域ケア会議等の場を活用し、地域との連携推進に積極的に取り組むものとする。

④ 個人情報の保護

個人情報の取り扱いについては、岬町個人情報保護条例に基づくものとする。

⑤ 広報活動

センターの業務を適切に実施していくため、また、業務への理解と協力を得るためにパンフレット等を作成し、様々な場所や機関への配布等を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報する。

⑥ 苦情対応

センター（指定介護予防支援事業所）に対する苦情について適切に対応する。

(2) 介護予防ケアマネジメント業務

介護予防・生活支援サービス事業対象者及び要支援者に対し適切なアセスメントを行い、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、その達成のために必要なサービスを主体的に利用し、取り組んでいけるよう必要な援助を行う。

(3) 総合相談支援業務

センターの専門職が、高齢者の心身の状況、生活の実態、必要な支援等を把握し、相談を受け、地域における適切な保健医療・介護福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる

等の支援を行う。

(4) 権利擁護業務

権利擁護業務は、地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から高齢者の権利擁護のため必要な支援を行う。

(5) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において多職種の協働により連携し、個々の高齢者の状況に応じて、包括的かつ継続的に支援する。

(6) 地域ケア会議等関連業務

高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮し続けられるよう支援する地域包括ケアシステムを実現するために設置している岬町地域ケア会議等（岬町地域ケア推進会議設置要綱（平成28年岬町要綱第1号。以下「要綱」という。））について参画するとともに運営に協力するものとする。

なお、要綱に定められている個別ケア会議については、センターが主催し、そこで蓄積された最適な手法や地域課題を関係者と共有し、必要に応じて、地域ケア会議において報告等を行うものとする。

(7) その他の業務

地域の高齢者及びその家族等で支援を必要とする者が地域で安心して暮すために必要な支援の円滑かつ効果的な実施に資すると認められる会議及び研修会等への参加等を積極的に行う。